○五霞町ホームページの広告掲載に関する運用規程

平成23年3月31日 告示第13号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、五霞町有料広告取扱規則(平成19年規則第17号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、五霞町公式ホームページ(以下「町ホームページ」という。)の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 町ホームページの広告掲載については、規則に定めるもののほか、この告示に 定めるものとする。

(広告掲載の位置等)

第2条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページで町が指定する位置とし、広告掲載募集枠数は、10枠以内とする。ただし、同一の者が同時に2以上の枠に広告を掲載することはできない。

(広告の規格等)

- 第3条 広告は、バナー広告とし、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
 - (2) 形式 静止画像GIF又はJPEG形式とし、アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可とする。
 - (3) 容量 4キロバイト以内
 - (4) JIS規格に準拠しアクセシビリティに配慮したものとする。また、広告に用いる画像には、ALT属性を付けるものとする。
 - (5) 次の表現を含んだもの又は閲覧者の意思に反した動きをするものは、閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため禁止とする。
 - ア 「閉じる」,「いいえ」,「キャンセル」等のボタン
 - イ アラートマーク(警告記号)
 - ウ テキストボックス(文字入力が行えるように見えるもの)
 - エ ラジオボタン及びプルダウンメニュー(選択肢があるように見えるもの)
 - オ その他町長が不適当と判断するもの
 - (6) リンク先のホームページを閲覧等することにより、ウィルス感染等を被らないようにする。
 - (7) 町政情報と混同せず、かつ、妨げにならないようにする。

(広告掲載期間)

- 第4条 広告の掲載期間は、原則として各月の1日から末日までの1月を単位とし、 連続する最長期間は、12月とする。ただし、広告原稿は1月ごとに差し替えること ができるものとする。
- 2 町ホームページの維持管理等による公開停止の期間も,原則として掲載期間に含むものとする。

(広告掲載料金)

- 第5条 広告掲載料金は、1月につき5,000円とする。ただし、3月以上連続して掲載 する場合の掲載料金は、次のとおりとする。
 - (1) 3月連続して掲載する場合 1月につき4,000円
 - (2) 6月連続して掲載する場合 1月につき3,000円
 - (3) 12月連続して掲載する場合 1月につき2,000円

(広告掲載の申込期限)

第6条 広告掲載の申込期限は、掲載を希望する月の前々月の末日(当該日が休日に当たるときはその翌日)とする。

(広告掲載料金の環付)

- 第7条 町長は、規則第12条の規定により広告掲載料金を還付するときは、掲載できなかった日数に応じて第5条の広告掲載料金を還付するものとする。(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)ただし、広告を掲載できなかった期間が連続して2日以内の場合は、この限りでない。
- 2 町長は、規則第11条に該当すると認めたときは、掲載できなかった月数に応じて第5条の広告掲載料金を還付するものとする。 (広告主の責務)
- 第8条 広告主は、広告の内容及びデザイン等が町ホームページの品位、公共性及 び公益性を妨げないよう、町と調整しなければならない。
- 2 広告主は、広告のリンク先のホームページについて、閲覧者の利便性に配慮したページとなるよう努めなければならない。
- 3 広告主は、広告及び広告主が指定した広告のリンク先ホームページの内容等に 関する一切の責任を負うものとする。
- 4 広告主は、閲覧者から広告に関連して損害を被ったという請求等がなされた場合においては、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。 (所管課)
- 第9条 町ホームページの有料広告の掲載に係る事務の所管課は、まちづくり戦略 課とする。

(その他)

- 第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附 則
 - この規程は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和2年告示第28号)
 - この告示は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和6年告示第15号)
 - この告示は、令和6年3月1日から施行する。